

那覇市介護予防・日常生活総合事業に向けた介護予防ケアマネジメントに関する Q&A

Q1 セルフプランの受理・対応は可能でしょうか？

A (介護保険最新情報 Vol484 平成 27 年 5 月 5 日より)

「サービス利用については、ケアプランの自己作成に基づく利用は想定していない。予防給付において自己作成している者が、加えてサービス事業を利用する場合は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつなぐ必要がある。」とありますので、セルフプランの考えは示されていません。

Q2 総合事業を希望した時に、生活支援ボランティアや地域リハビリの受け皿が足りない場合は、待機者として取扱いになるのでしょうか？

A 各サービスの実施担当(申込先)に、開始時期、待機期間を確認し、アセスメントの内容を加味した上で待機させてよいのか、他の方法を選択するかをサービス検討会等で検討していきます。

サービスの供給状況等の把握やサービスの創設は、総合事業開始後も継続して行うこととしています。

Q3 包括内で行っているサークル利用者が総合事業を希望してきたときに(手順に沿って)受付・申請することは可能でしょうか？

A 総合事業の趣旨を踏まえ、基本チェックリストに該当した場合は、手順に沿って申請することは可能です。

Q4 検討会議を行うときに、ケアマネのプラン提出期限を設ける予定でしょうか。

A 総合事業サービス検討会は、各包括支援センターごとに定例日を設ける予定です。

ケアプラン原案等書類の提出期限は設定していませんが、前日までには、提出件数等の把握が必要ですので、今後、実施要項等で取り決めるかを検討します。

Q5 介護予防ケアマネジメントの委託を受託する場合は新たに契約書(各包括と事業所との)を取り直す必要がありますか。

A 必要となります。

Q6 通所介護や訪問介護のみ利用している方のプランはどうなりますか？

A 介護予防ケアマネジメントになります。(資料 P17 を参照してください。)

Q7 現在、委託で受けているプランについて継続して受けることは可能ですか。

A 可能です。利用者を理解している現在の担当者に継続して支援をしていただきたいと考えています。(資料 P34, P38 参照してください。)

Q8 総合事業へ移行した際の受け入れ事業所は？

A サービス事業所のことかと思いますが、現在みなし指定を受けている事業所は、受け入れが可能です。

Q9 他市町村の通所介護や訪問介護等の介護サービス事業所利用は、今まで通りに利用できますか？（利用者本人が那覇市の場合）

A 事業所が那覇市より総合事業の指定を受けている場合は利用が可能です。

Q10 保険者が他市の包括支援センターで、当事業所と委託契約して市内の通所を利用していますが、来年4月からの利用はどうなるのか。住所を市内に移さないと継続利用は難しいのか。それとも現在の住所地の包括が決めることなのでしょうか。

A 総合事業は本市居住の市民対象のサービスになります。通所事業所の場合、他市町村の方を受け入れる場合は他市町村からの指定が必要です。

Q11 要支援1の利用者については、すべて総合事業へ移行するのか。

A 総合事業の対象は、要支援1に限らず、要支援者（1・2）のうち、介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の利用者のみです。

Q12 訪問介護 通所介護の利用料金について（回数 or 包括料金？）

A 訪問型に関しては、旧介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAに関しての利用者負担は、介護給付の利用者負担割合1割、一定の所得の利用者は2割となります。（資料P19を参照ください。）

通所型に関しては、旧介護予防通所介護相当サービスに関して、介護給付の利用者負担割合1割、一定の所得の利用者は2割となります。（資料P22を参照ください。）

Q13 居宅委託料はどうなるか。

A 介護予防ケアマネジメントのタイプで異なります。資料のP33を参照にしてください。

Q14 予防利用者は全て包括支援センターへ返して良いのか。

A 前もって、委託を交わした地域包括支援センターと相談してください。

Q15 週1回の総合事業サービス検討会議について、プランチェックもあつて会議もするのか。週2回で合間をぬって今でも大変、検討会の日時指定は。6ヶ月ごとのプランチェックはどうなるのか。

A 総合事業サービス検討会議は、初めての介護予防ケアマネジメント等が対象。総合事業サービス検討会議でやるのでプランチェックは省く。それ以外の人たちはプランチェックを受けることになる。総合事業サービス検討会議は定例日を決めて、その日に来てもらうが、居宅ケアプラン作成者の参加が無理なら、各包括支援センター職員が代理で参加することになっている。